

熊本県内市町村の再エネ・省エネ機器導入に係る助成制度の内容【令和3年度(2021年度)】

2020年7月現在

市町村名	再エネ等の種類を選択し、昨年度の助成実績件数を記入 (注:新規の場合は「新規」と記入)										助成制度の概要				実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署		
	種類										方法	対象	対象区分					補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	
	① 太陽光 発電 システム	② 太陽熱 利用 システム	③ その他 再エネ 発電 設備	④ その他 再エネ 熱 利用	⑤ 省エネ 設備	⑥ 蓄電池	⑦ EV・ EV 充電 設備	⑧ 建築物 の断熱 化	⑨ ZEH・ ZEB	⑩ その他			住宅	中小 企業 ・ 組合					公共 機関
熊本市	○					○	○	○	○	○	890	熊本市省エネルギー機器導入推進事業補助金	補助金	<p>①【太陽光発電設備導入補助金】</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、太陽光発電設備を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。)</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p> <p>②【省エネルギー設備導入補助金】</p> <p>補助対象者 次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 熊本市内に事業所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体</p> <p>ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人</p> <p>エ 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等</p> <p>(2) 補助金の交付に係る申込みの日において、補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 熊本市事業所グリーン宣言登録制度(環境負荷の少ない事業活動に取り組むことを本市(市民)に対して宣言する事業所について、登録・公表する本市の制度をいう。)による登録を受けている事業所</p> <p>③【蓄電池導入補助金】</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、蓄電池を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。)</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p> <p>④【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車導入補助金】</p> <p>補助対象者 次に掲げる事項のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 本市に住民登録がある者</p> <p>イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(イ) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者</p> <p>(イ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体</p> <p>(イ) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人</p> <p>(イ) 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等</p> <p>ウ ア又はイに掲げる者に貸与するために電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)を購入したリース事業者</p> <p>(2) 電気自動車等に係る自動車検査証において所有者(電気自動車等が所有権留付クレジットにより購入された場合は、使用者)として記載されていること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと(補助対象者がリース事業者である場合は、リース事業者、借受人の双方)。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること(補助対象者がリース事業者である場合は、リース事業者、借受人の双方)。</p> <p>⑤【高断熱窓導入補助金】</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、高断熱窓を導入した既存の戸建住宅又は分譲マンション(いずれも本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。)</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p> <p>⑥【エネファーム導入補助金】</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、エネファームを導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。)</p> <p>(2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p> <p>⑦【省エネ家電製品導入補助金】</p> <p>(1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。</p> <p>(2) 熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。</p>	<p>【太陽光発電設備導入補助金】</p> <p>1件につき8万円</p> <p>【省エネルギー設備導入補助金】</p> <p>対象経費の3分の1(上限100万円、下限20万円)</p> <p>【蓄電池導入補助金】</p> <p>1件につき8万円</p> <p>【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車導入補助金】</p> <p>1台につき10万円</p> <p>【高断熱窓導入補助金】</p> <p>対象経費の3分の1(上限10万円)</p> <p>【ZEH導入補助金】</p> <p>1件につき30万円</p> <p>【エネファーム導入補助金】</p> <p>1件につき8万円</p> <p>【省エネ家電製品導入補助金】</p> <p>1件につき1万円</p> <p>※各補助金予算の範囲内で交付</p>	2021年5月2日～2022年3月11日 (事業所向けは別)	https://www.city.kumamoto.jp/hokij/pub/detail.aspx?c_id=5&iid=19867&class_id=2&class_id=96	熊本県環境局温暖化・エネルギー対策室	
八代市	○					○					太陽光68件、蓄電池76件	八代市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	補助金	<p>【対象者】</p> <p>(1)本市に居住または居住を予定する者。</p> <p>(2)対象システム(または蓄電池)を既に設置していないこと。</p> <p>(3)電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶ個人であること。</p> <p>(4)世帯員全員に市税等の滞納がないこと。</p> <p>【対象システム及び対象蓄電池】</p> <p>(太陽光発電システム)</p> <p>(1)自ら居住する専用住宅又は併用住宅(法人名義及び賃貸用を除く)に設置するもの。</p> <p>(2)対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するもの。</p> <p>(3)設置前に使用されたものでないこと。</p> <p>(4)交付申請日の属する年度末日までに設置を完了するもの。</p> <p>(定置式リチウムイオン蓄電池)</p> <p>(1)太陽光発電システム設置住宅に設置するもの。</p> <p>(2)太陽光発電システムで発電した電気を貯めて、夜間、災害時等にその電気を利用できるもの。</p> <p>(3)・(4)太陽光発電システムと同じ。等</p>	<p>【太陽光発電システム】</p> <p>1kwあたり15,000円(上限50,000円)</p> <p>【蓄電池】</p> <p>定額50,000円</p> <p>※ただし、市内業者と業務請負契約を締結した場合は30,000円上乗せ</p>	R3.4.1～R4.1.29まで(予算がなくなり次第終了)	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kij00312019/index.html	市民環境部環境課	
上天草市	○										2	上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	補助金	<p>【対象者】</p> <p>次のすべての要件を満たす個人とします。</p> <p>(1)本市に居住し、又は実績報告時までに対象住宅に住民登録を有し、自ら居住する専用住宅又は併用住宅(これらのうち賃貸用のものを除く。以下、「対象住宅」という。)に対象設備を設置する方</p> <p>(2)対象設備の設置工事を行っていない方(既設設備に対する増設は、補助の対象とはなりません)</p> <p>(3)過去に同一の対象設備に関する本市の補助金の交付を受けていない方</p> <p>(4)2022年3月10日までに、対象設備の設置を完了できる方</p> <p>(5)対象設備のうち、太陽光発電システムを設置しようとする場合は、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことのできる方</p> <p>(6)市税等を滞納していない方</p> <p>【太陽光発電システム:設置の要件】</p> <p>1)対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するものであること。</p> <p>(2)太陽電池の公称最大出力が10キロワット未満であること。</p> <p>(3)太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会JPEA代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。</p>	<p>一件当たり上限50,000円</p>	R3.4.1からR4.1.29まで(予算がなくなり次第終了)	https://www.city.kamiyama.kusa.kumamoto.jp	市民生活部環境衛生課	
						○					5	上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	補助金	<p>【対象者】同上</p> <p>【エネルギー管理システム(HEMS):設置の要件】</p> <p>一般社団法人エコーネットワークの定めるECHONET Lite規格の認証を取得していること</p>	<p>一件当たり上限10,000円</p>	R3.4.1からR4.1.29まで(予算がなくなり次第終了)	https://www.city.kamiyama.kusa.kumamoto.jp	市民生活部環境衛生課	

